

# 第4次福井市障がい者福祉基本計画 概要版

## 1 計画の位置づけ

本計画は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組むべき施策を示すものです。

同時に本計画は、「福井市障がい福祉計画」、「福井市障がい児福祉計画」として、本市における障害福祉サービス及び障害児通所支援の提供と相談支援体制の確保計画の方向性を示すものであり、これら3つの計画を一体的に策定したものになっています。

障がい者福祉基本計画 障害福祉サービスの提供体制の整備だけでなく、保健・医療・教育・社会参加・災害時の支援など、本市の障がい者施策の総合的な展開・推進を図るための計画（障害者基本法11条3項）	
障がい福祉計画 障害福祉サービス及び相談支援などの提供体制の確保に関する事項等を定める、障がい者福祉基本計画の実施計画（障害者総合支援法88条1項）	
障がい児福祉計画 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定める、障がい者福祉基本計画の実施計画（児童福祉法33条の20 1項）	

## 2 計画期間

「福井市障がい者福祉基本計画」の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間、「福井市障がい福祉計画」及び「福井市障がい児福祉計画」の計画期間は、国の方針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

計画名	根拠法	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
障がい者福祉基本計画	障害者基本法11条3項	第3次（6年間）						第4次（6年間）					
障がい福祉計画	障害者総合支援法88条1項	第4期			第5期		第6期		第7期				
障がい児福祉計画	児童福祉法33条の20 1項			第1期		第2期		第3期					

## 3 基本理念

障害者基本法第1条には、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すとしています。

本市では、障がいのある人もない人も同じように、教育を受け、生活し、就労や活動をともにする社会が普通の社会である「インクルーシブ社会」の概念のもと、障がいのある人もない人もお互いの人格や個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持ってともに社会の一員として、身近な地域で生活を支えあうことができる共生社会の実現を目指してきました。本計画では、これまでの考え方や方向性を継承しつつ、発展性ある計画となるよう、引き続き基本理念を次のように定めます。

**障がいのある人もない人も互いを認め合い ともに生きる社会の実現**

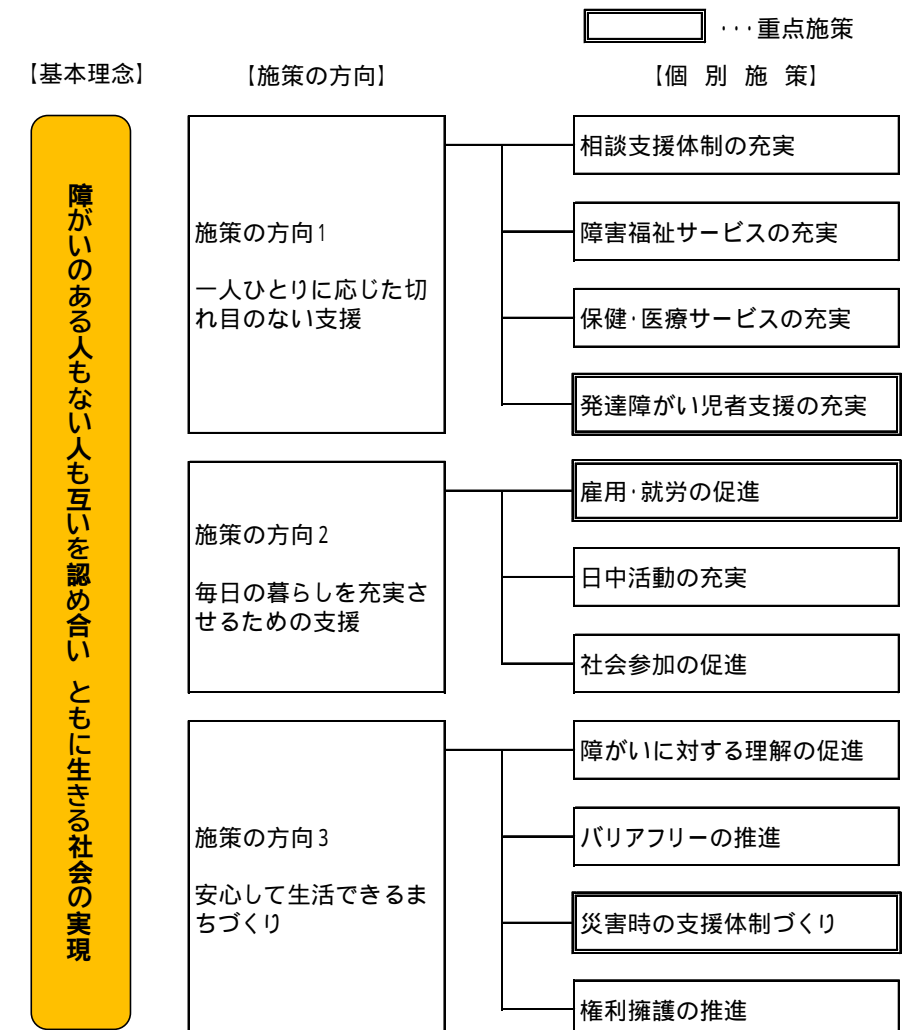
## 4 施策の方向・施策の体系

本計画では、基本理念と同様に、前計画の施策の方向を継承し、近年の国における法整備の動向やアンケート調査等を基に本市の障がいのある人の現状を踏まえ、共生社会の実現に向けた更なる取り組みを進めるものとします。

**施策の方向1 一人ひとりに応じた切れ目のない支援**  
障がいのある人が住み慣れた地域で継続して生活していくために、一人ひとりの状況やニーズに応じた一貫した支援が受けられる体制の整備に取り組みます。

**施策の方向2 毎日の暮らしを充実させるための支援**  
障がいのある人一人ひとりがそれぞれの能力や特性を活かしながら、市民の一人として住み慣れた地域で主体的に生活できるよう、学ぶことや社会的な活動が実現できる体制づくりを進めるとともに、自立に向けた就労への支援の充実に取り組みます。

**施策の方向3 安心して生活できるまちづくり**  
身近な地域で市民一人ひとりの権利が守られ、安心して暮らせるまちづくりを進めるために、多様な障がいや障がいのある人の暮らしを理解し、ソフト・ハード両面の生活環境の整備を進めます。また、災害時等にもお互いを理解し、地域で支え合うことのできる体制の確立についても、特に重視すべき取り組みとして進めます。



施策の方向1 一人ひとりに応じた切れ目のない支援

個別施策1 相談支援体制の充実

- 相談支援体制の強化
- 基幹相談支援センターにおける相談支援の機能強化
- 相談支援専門員の資質向上
- サービス等利用計画・障害児支援利用計画の質の向上
- 地域における相談支援の充実
- 市相談対応の充実

個別施策2 障害福祉サービスの充実

- 地域での居住支援の機能強化
- 障がい児支援の充実
- 訪問系サービスの充実
- 日中活動系サービスの充実
- 居住系サービスの充実
- 地域生活支援事業の充実
- 補装具等の充実
- 各種年金・手当等の支給による経済的支援の推進
- 助成・減免制度の周知と活用促進
- 高齢の障がいのある人への支援
- 医療的ケア児への支援
- 障がい福祉分野におけるICTの活用

個別施策3 保健・医療サービスの充実

- 母子保健事業の推進
- 健康づくりと疾病の悪化防止の推進
- 精神疾患に関する支援の充実
- 認知症対策の総合的推進
- 医療費の助成
- 難病患者への支援体制構築

個別施策4 発達障がい児者支援の充実

- 早期発見・早期療育体制の充実
- 特性に応じた保育の充実
- 学校教育における支援の推進
- 発達障がい者の就労の促進
- 発達障がい児者の支援体制の強化
- 発達障がいの理解促進
- 発達障がいに関する人材育成
- 発達障がい児者へのサービスの提供及び環境整備

施策の方向2 毎日の暮らしを充実させるための支援

個別施策1 雇用・就労の促進

- 就労支援体制の整備
- 一般就労の促進
- 就労関係機関との連携
- 雇用・就労に関する情報提供の充実
- 就労系サービスの利用促進
- 障がい者雇用の理解促進
- 企業への支援
- 障がい者就労支援施設からの優先調達の推進
- 公的機関における障がい者の雇用促進

個別施策2 日中活動の充実

- 地域での活動の機会の充実
- 障がい児の保育・教育活動の充実
- 障がい児の日中活動の充実
- 地域活動の情報提供
- 精神障がい者の退院後支援

個別施策3 社会参加の促進

- 障がい者スポーツの普及・推進
- 文化・芸術活動への支援
- 地域活動参加の推進
- 情報提供の充実
- 障がい者に関わるボランティアの育成
- 市民のボランティア活動の推進
- 障がい者団体等への支援
- 外出支援の充実

施策の方向3 安心して生活できるまちづくり

個別施策1 障がいに対する理解の促進

- 障がい等の理解の促進
- 障害福祉施設と地域住民との交流促進
- 福祉教育の推進
- 行政窓口における障がいへの配慮

個別施策2 バリアフリーの推進

- 公共施設等のバリアフリー化の推進
- 住宅のバリアフリー化の推進
- 歩行空間の整備
- 交通事業者への支援
- 福井県福祉のまちづくり条例や法令に基づく指導
- 情報バリアフリーの推進

個別施策3 災害時の支援体制づくり

- 避難行動要支援者名簿の作成・活用
- 地域での支援体制づくり
- 防災訓練の充実
- 避難所等における支援体制の確立
- 緊急時の情報手段の利用、登録促進
- 防災意識の向上

個別施策4 権利擁護の推進

- 権利擁護に関する理解促進
- 成年後見制度の利用支援
- 市民後見の推進
- 日常生活自立支援事業
- 虐待の防止
- 消費者トラブルなどの被害防止
- 市事務事業における合理的配慮の提供

主な成果指標・目標値

困ったことがあった時、各相談支援事業所を利用する障がい者の割合	R元年度	8.6%	R8年度	20%以上
発達障がい児者支援の人材育成数	R元年度	12名	R8年度	96名
就労している障がい者の割合	R元年度	50.9%	R8年度	60%以上
災害時に一人で避難ができない、わからないと感じている障がい者の割合	R元年度	59.2%	R8年度	50%以下



令和5年度末を目標とする成果目標

国の基本方針に基づく目標項目		目標
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	令和2年度末から令和5年度末までの地域生活移行者数	20人
	令和5年度末の施設入所者数	335人
(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	目標設定は県が行うため、本市では設定しませんが、関係者協議の場において、情報共有や効果的な取り組みについて検討します。	-
(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点を確保しつつ運用状況の検証及び検討	1回以上
(4)福祉施設から一般就労への移行等	令和5年度末における一般就労移行者数	63人
	令和5年度における、就労移行支援事業等を通じて一般就労する移行者の、就労定着支援事業利用率	3割
	就労定着支援事業所の就労定着率が8割以上の事業所	7割
(5)障害児支援の提供体制の整備等	令和5年度末までに児童発達支援センターを設置	3カ所
	医療的ケア児支援のための関係機関との協議会の開催及び医療的ケア児等に関するコーディネーター配置の検討	2回/年
(6)相談支援体制の充実・強化等	市内の相談支援事業所に対して訪問等を行い、専門的な指導・助言の実施	27事業所/年
	相談支援事業者に対し、人材育成の研修を開催	4回/年
	相談支援事業所同士の連携強化の取組を実施	1回/年(各地区毎)
(7)障害福祉サービス等の質の向上	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数	4名以上/年

障害福祉サービス・障害児通所支援の見込量

サービス種別		単位(人/月)	R3	R4	R5
訪問系	居宅介護	利用者数	400	440	480
	重度訪問介護	利用者数	13	15	17
	同行援護	利用者数	50	53	56
	行動援護	利用者数	4	4	4
日中活動系	生活介護	利用者数	750	765	780
	自立訓練(機能訓練)	利用者数	3	3	3
	自立訓練(生活訓練)	利用者数	60	60	60
	就労移行支援	利用者数	60	60	60
	就労継続支援(A型)	利用者数	430	430	430
	就労継続支援(B型)	利用者数	850	900	950
	就労定着支援	利用者数	26	28	30
	療養介護	利用者数	33	33	33
居住系	短期入所	利用者数	170	190	210
	自立生活援助	利用者数	15	20	25
	共同生活援助	利用者数	267	270	273
障害児通所支援	施設入所支援	利用者数	335	335	335
	児童発達支援	利用者数	127	128	129
	医療型児童発達支援	利用者数	0	0	0
	放課後等デイサービス	利用者数	750	900	1,100
	保育所等訪問支援	利用者数	35	45	55
	居宅訪問型児童発達支援	利用者数	1	1	1
相談支援	障害児相談支援	利用者数	950	1,100	1,250
	計画相談支援	利用者数	2,600	2,700	2,800
	地域移行支援	利用者数	5	7	9
	地域定着支援	利用者数	10	12	14

地域生活支援事業(主な事業)について

必須事業	任意事業	
<ul style="list-style-type: none"> <li>理解促進研修・啓発事業</li> <li>相談支援事業</li> <li>成年後見制度利用支援事業</li> <li>意思疎通支援事業</li> <li>日常生活用具給付等事業</li> <li>手話奉仕員養成研修事業</li> <li>移動支援事業</li> <li>地域活動支援センター機能強化事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活支援事業</li> <li>社会参加支援事業</li> </ul>	
	<b>市町村地域生活支援促進事業</b>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者虐待防止対策支援事業</li> <li>医療的ケア児総合支援事業</li> <li>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業</li> </ul>
	<b>特別促進事業</b>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>ことばの教室</li> </ul>